



石油製品価格協定事件（最高裁昭和59年2月24日判決）の検討（上）松下満雄……8

工業用地等の賃貸借方式の検討富田健介……16

フランスのフランチャイズ法制オリビエ・ガスト / 川越憲治……25
Olivier Gast

◇特集・情報社会を考える

コンピュータと取引社会（2）

青江秀史 / 池田純一 / 辛島 睦 / 北川善太郎 / 篠原俊次 / 渡邊來三郎……28

実務相談・リース取引のすべて（9）

伊藤 博 / 中川 潤 / 卷之内 茂 / 森住祐治 / 山岸憲司……38

改正建物区分所有法と不動産登記実務（2）松尾 武……46

米国不動産担保法入門①

目的物の譲渡、債務引受の意味と両者の関係國生一彦……53

▶連載②◀

米国統一商事法典——仮訳と解説UCC研究会……63

法律 & ジョーク……51

マキシマムロー・ミニマムロー伏見和史……3

トピックス……4

割賦販売法改正法案，国会へ提出される

TPOをわきまえた債権回収を——日本ハム事件から学ぶこと

NBL情報……60・64 / 惜字炉……66



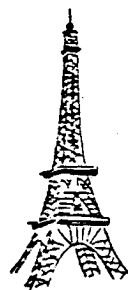
商事法務研究会

1984-4-1

302

フランスのフランチャイズ法制

オリビエ・ガスト弁護士・著 / 川越憲治弁護士・訳・解説



◎訳者序

私がガスト氏にはじめてお会いしたのは、たしか一九八二年二月、東京の海運会館であった。氏は未だ若く、エレガントな紳士であったが、外国人のなかでもひととき背が高く、エッフェル塔の頭にのっけているようにみえた。

次は一九八三年一月、冬のニューオーリンズでお目にかかった。この時は、ご本人がご一緒であった。小柄でシックなパリジエンヌで、大昔にみた映画「巴黎祭」(原題名は「七月十四日」)に出てくるアナベラを想い起させた。

ガスト氏は、パリに住み、七人の弁護士を擁する法律事務所「シニア・パートナー」である。もちろん、弁護士資格をもつ。在学中からビジネス・ローを専攻され、第三期博士号を得た。博士論文は「特約店またはフランチャイジーの統合」であった。現在も、フランチャイジ

ングや独占禁止法については、しばしば話されるし、書き物も数下しておられる。単行本としては本書でこそ「フランチャイズの交渉方法」がある。

ここに訳出した論文は、氏が、フランスのフランチャイジングについて、法律問題を中心にしながら外国人向けにわかりやすく解説したものである。翻訳にあたっては、日本語にのりやすくするためには直訳をされたところもあるし、わが国に直訳を関係のないところを一部省略したところもある。これらについては、ガスト氏の承諾を得た。また、末比に若干の訳注をつけた。

はじめに

ヨーロッパ、なかんずくフランスで、フランチャイズ展開をしようとしているフランチャイザーやその関係者にとって、フランチャイズに関

するフランスの現在の法律状況がわかれば有益であろう。

いまから一〇年ないし一五年前、アメリカは「フランチャイズ・ブーム」を迎えていた。現在のフランスは、これと同じ状況にある。フランチャイズ・システムという商業上の原理は、フランス人にとって、比較的最近受け入れられたものにはすぎない。しかし、いまや将来性の高いものとして大いに人気が出てきている。ダイナミックな近代の経済がこれを要求しているといえるであろう。フランスの消費者は、フランチャイズを受け入れる用意ができてい

るし、外国のフランチャイズも歓迎するであろう。すでにアメリカのフランチャイザーは、フランスで市場の開拓をはじめ、急速な成功をおさ

めつつある(たとえば、マクドナルド)。

一 基本的な事柄について

(1) 法律的な背景

もっとも注目すべきことは、この問題について、法律上の開拓がほとんどなされていないということである。フランチャイジングに関する特別な法律は制定されていない。ちなみに、フランス法はローマ法系であって、問題を処理するさいは、まず第一に、制定法にあたり、あるいは法律の条文をひもとくことになるのである。

ところが、フランチャイジングについては、特別な条文は何もない。そこで、フランスの法律家たちは、